

専門職大学の教育内容・ 教育体制について

令和元年7月8日
山形県農林水産部

P1

(1) 養成すべき人材像と教育内容の
あり方について

P7

(2) 教育体制のあり方について
(教員体制、学部学科構成、
入学定員、入試方針、設置場所)

(1) 養成すべき人材像と教育内容 のあり方について

第1回専門職大学基本構想策定委員会における意見

教育目標、 養成する 人材像	<ul style="list-style-type: none">最先端技術への対応もあるが、今後規模の大きな経営にならざるを得ないことからすると、<u>農業の専門的知識や技術に加えて、人材採用、労務管理、行政対応など広い意味の経営管理能力</u>が求められる。<u>農林業人材に求められる水準の高度化・専門化に対応</u>する専門職大学にしていけば良い。消費マーケットを見据えた6次産業化のための幅広い知識や、現場での科学的で論理的な視野が必要。担い手確保の期待は高まっているが、<u>経営者育成が第一</u>で、専門職大学がその位置づけとなると良い。<u>将来の地域のリーダーになる人材を育てて欲しい。</u>
教育内容、 カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"><u>多くの生産現場と接点を持てるカリキュラムが重要。</u>就農した人にも知識や実践の場ですぐ使える技術を学べるカリキュラムになってくれると有り難い。<u>英語、法律や制度の改正などにすぐ対応</u>できる勉強が必要。社会人になってから、年を重ねると失敗はしづらい。意識して失敗を経験できる教育にも期待したい。4年制大学卒業者は就農しないで就職するのではないかと心配がある。そのようにならない大学を。
大学農学部、 農林大学校 とのすみ分け	<ul style="list-style-type: none">農林大学校にはない専門性、一般の大学の農学部にはない実践性を見出せたら良いのではないか。すみ分けと競合を十分リサーチして専門職大学構想を作れば、合理的に作れるのではないか。山大は農業する人ではなく農学をする人を、農林大学校は農業の労働者を育てている。専門職大学は経営者的な感覚を持った人を育てる機関に位置づけられると良い。<u>既存教育機関と明確な違いを打ち出す。20年、30年先の人材を養成する魅力ある大学</u>としたい。<u>人材育成ができる法人の経営者、幹部を養成するのも専門職大学の役割</u>かもしれない。
学生確保、 社会的需要	<ul style="list-style-type: none">若い人が食を通して農林業に興味を持つ可能性は高い。農業は若い人が喜んで取り組む仕事になる。<u>社会人など多様な人材の受入、社会人向けの教育の充実も必要。</u><u>林業では経営計画を立案できる人材</u>が必要。市町村も人材を欲しがっている。<u>今後進む少子化が懸念材料。</u>増えてきた農業にチャレンジしたい人たち向けの1～2年コースの研修を行う場として活用できるのでは。

明日を担う農林業者に必要とされる能力（ヒアリング調査より）

	求められる人材・能力等
総論	<ul style="list-style-type: none"> 生産力＋人間力＋経営力。<u>総合力を身に付けた農業経営者を輩出。</u> <u>学生に魅力ある新たな教育機関であることが必須。そのため、独自・特色・先進がキーワード。</u> 独自：徹底した英語教育 特色：菌茸関係、食品関係 先進：IT、AIを活用した農業。 <u>農業に関する教育研究の拠点として、最新の研究成果の還元にも期待。</u>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <u>地域経営、地域マネジメントができる人材</u>が必要。地域の伝統や文化を受け入れ、溶け込める人。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <u>コミュニケーション能力、柔軟な発想</u>が必要。 どんな専門家が必要かを考え、コーディネートできる能力。
英語	<ul style="list-style-type: none"> 海外への販路開拓や外国人技能実習生の雇用において、<u>日常英会話や商業英語が重要。</u>
人間力	<ul style="list-style-type: none"> 前向きな考え方、聞く耳を持つ素直さ、努力、協調性、自分で考える力、応用力。積極性。
生産技術	<ul style="list-style-type: none"> 環境や状況で変化する作物をよく知ること、作物の様子を見て経営的な判断ができる人材。 高品質な作物をつくるためにも、<u>作物を育てる専門的な知識や技術</u>は必要。
新技術	<ul style="list-style-type: none"> <u>最新の技術や高度な機械等にも対応した教育</u>。スマート農業等技術や機械の進歩に対応できる人材養成。
経営	<ul style="list-style-type: none"> 収益を上げられる経営力、マネジメント力が必要。製造業同様、<u>より効率的な生産方法の追究や合理的な体制の構築、目標管理・設定、現状分析など、経営努力が必須。</u> 農業法人の規模はもっと大きくなる必要。そのためには、中間の管理者が必要。 <u>労務・人事管理、税務・経理、保険、資金繰り、在庫管理、リスク管理など、会社経営に必要なこと。</u> 川上だけではなく、川中、川下まで含めた<u>森林事業全体のマネジメント</u>が必要。
マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> コストパフォーマンスに対する考え方を厳しく持つ。マーケティング。顧客重視の商品作り。 地域の文化など＋αの価値の付け方、売り方、<u>マネジメント、ブランド戦略</u>を身に付ける必要。
国際競争	<ul style="list-style-type: none"> <u>グローバルな視点の教育</u>。農家の所得を増やすには、農産物の輸出を増やす必要。林業も国際感覚が大事。
資格	<ul style="list-style-type: none"> (経営部門に応じた)<u>資格・免許の取得は必須。</u>
他産業との連携	<ul style="list-style-type: none"> 作業効率・コスト・品質の追究に触れる他産業でのインターンシップ。 <u>食品産業、観光、土木や建築など農(林)業以外の世界を知ること。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「農」に関する教育(生産のための知識、技術)だけではなく、「業」(ビジネス)に関する教育も必要。

専門職大学のカリキュラム編成

①学校教育法上の定義の比較

○大 学 <学校教育法第83条>

・大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

○専門職大学 <学校教育法第83条の2>

・大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

○専修学校 <学校教育法第124条>

・職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として(中略)組織的な教育を行うものは、専修学校とする。

②専門職大学の授業科目

科目区分	内 容	卒業要件
基礎科目	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目	20単位以上
職業専門科目	専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目(企業内実習を含む。)	60単位以上 〔うち企業内実習は20単位以上〕
展開科目	専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目	20単位以上
総合科目	修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目	4単位以上
合 計		124単位以上※

※124単位の中、実習等で40単位以上の修得が必要。

※「企業内実習」とは、企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習。

今後の本県における農林業分野の人材育成機関の姿(案)

	専門職大学	農林大学校(専門学校)	山形大学農学部
修業年限	4年	2年	4年
教育内容	<p><u>理論と実践を架橋する教育</u></p> <p>【大学との違い】 <u>実習等の重視</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,260時間以上/4年が実習等(卒業単位の概ね1/3以上) <p>【専門学校との違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>理論にも裏付けられた実践力の育成</u> ・<u>特定職種 of 専門性に止まらない、幅広い知識等の習得</u> 	<p><u>農林業の実務に直接必要となる知識・技能の教育</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね1,200時間/2年が実習(卒業単位の概ね1/3以上) 	<p><u>幅広い教養の教育と学術研究の成果に基づく専門教育</u></p> <p>※講義、演習、実験、実習、実技の内訳、科目の設定なし</p>
企業内実習(インターンシップ)	600時間以上/4年が <u>必修</u> (20単位以上)	160時間/2年が <u>必修</u> (4単位)	<u>任意に選択し</u> 、学習可能(30～60時間(1～2単位))
研究	農林業経営の発展に直結する研究 研究成果は学会等での発表に加え、 地域への還元を重視	学生主体の研究発表のみ (大学に比べ理論面の深掘りが課題)	農林業全般に係る基礎的研究 研究成果は学会等での発表が主
卒業生の状況※1	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業経営者(幹部候補生を含む) ・森林組合、市町村の林務担当職員 <p>⇒ 地域のまとめ役としても期待</p>	農林業者(61.7%) 農林業関係企業従事者(23.3%) 進学者(11.7%) 等	製造業等就職(74.5%) 進学者(18.6%) 就農(0.6%) 等
県内定着率※2	県内定着が大宗を占める	約92.0%	約19.2%

※ 専門職大学は、農林業分野で設置した場合の想定

※1 卒業生の状況は、平成30年3月卒の状況。農林大学校における「農林業関係企業」には、食品製造業を含めた農林業関連の企業及び団体を含む。

※2 農林大学校及び山形大学農学部における県内定着率については、それぞれの卒業生のうち進学者と研修者を除いた就職者当たりの割合を示す。

農林業分野の人材育成機関の教育内容の検討方向

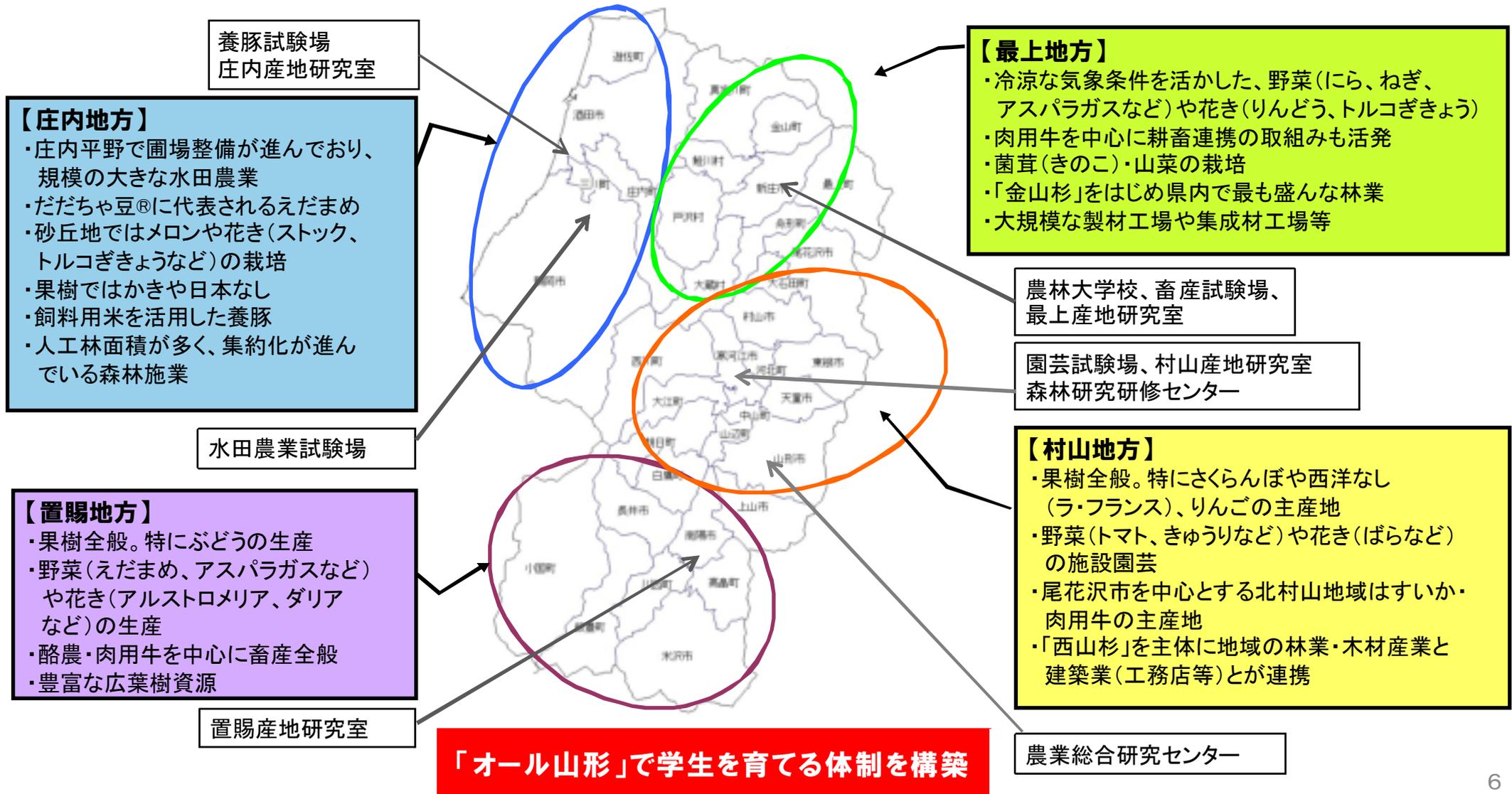
	内容(農林業の例)	教育内容	【参考】教育内容	
		専門職大学(例)	山形県立農林大学校	山形大学農学部
基礎科目	地域を牽引する農林業者としての幅広い教養の修得	・英語、社会学、経済学等の幅広い教養の講義	・社会常識、一般教養 ・英会話の基礎	・英語、社会学、経済学等の幅広い教養の講義
職業専門科目	高度な生産技術・理論・先進的な技術の修得	・高度な生産技術・理論の講義	・高度な生産技術の講義	・高度な生産理論の講義
	理論 将来を見通した農林業経営に必要な経営力の修得	・経営戦略の策定等ができる応用的な経営理論の講義 ・財務分析・会計の講義 ・労務管理(労働基準・安全衛生・社会保険等)の講義	・基礎的な経営理論の講義 ・安全管理体制の講義(林業)	・経営理論の講義 ・財務分析・会計等の講義
	消費マーケットを見据えた、生産、加工、流通、販売を行う能力の修得	・流通・販売・市場活動(マーケティング)の講義 ・HACCP等食品衛生管理の講義	・流通・販売・市場活動(マーケティング)の基礎的な講義 ・農場HACCPの演習	・食生活・食料関連産業等の講義
	グローバル展開を見据えた能力の修得	・国際認証制度(GAP、森林認証)、輸出戦略の講義・演習 等	・国際認証制度(GAP)の解説 ・ASIAGAPの演習	・海外の農業・農業政策等の講義・演習
	上記の実践	・学内圃場・演習林での実習 ・企業内実習(600時間以上/4年) ・海外実習(外国で開催しているプログラム履修等)	・学内圃場・演習林での実習 ・企業内実習(160時間/2年) ・直営の産直施設(農大市場)での販売 ・海外研修(農家等の視察)	・インターンシップ(任意選択制、30～60時間) ・農場市での販売(任意) ・海外研修(国際理解を深める)
展開科目	関連する他分野の応用的な能力を修得	<u>専門職大学特有の科目</u> 広告、観光、発酵・醸造、健康・栄養、金融の講義等	—	—
総合科目	修得した知識・技能等を総合し、応用的な能力を修得	卒業論文 等	卒業論文	卒業論文

※山形大学農学部と山形県立農林大学校については、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の区分がないため、行っている授業を該当すると思われる科目に割り振った。専門職大学は農林業分野で設置した場合の想定

本県の強みを活かした実習フィールドについて(イメージ)

- 本県は4地域において、それぞれの地域の特性を活かした特色のある農林業が展開されている。
- 専門職大学制度において義務付けられている、農林業者等の下で行う長期の企業内実習については、4地域各地において優れた農林業を展開する実習先を確保。学生が学びたい実習先を選択できるようにし、現場で生の生産技術や農林業経営を学ぶことが可能。
- また、生産技術等の優れた研究業績を有し、県内各地域に所在する試験研究機関についても、専門職大学の実習地(研究フィールド)として活用するなど、連携方策について今後検討。

各地域の実習、企業内実習の候補



(2) 教育体制のあり方について

教員の設置方針・教員の要件等（専門職大学設置基準より）

①設置基準

（授業科目の担当）

第32条 専門職大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

教員の資格（専門職大学）

学長	人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者			
	教授	准教授	講師	助教
	次のいずれかに該当し、かつ、 専門職大学における教育 を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者			
	①博士の学位を有し、研究上の業績を有する者			
	②研究上の業績が①に準ずると認められる者			
	③修士(専門職)、法務博士(専門職)又は教職修士(専門職)の学位を有し、当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者	③ 修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者	③ 左記+医学・歯学・薬学(臨床)・獣医学については学士の学位を有する者	
	④大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴がある者	④ 大学において教授、准教授、専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者		
	⑤芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者 ・ <u>実際の技術の修得を主とする分野</u> にあつては <u>実際の技術に秀でていと認められる者</u>			
	⑥専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	⑦専攻分野について、 <u>優れた知識及び経験</u> を有すると認められる者	⑦専攻分野について、 <u>知識及び経験</u> を有すると認められる者	
	-	⑧研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者		
	-	-	その他特殊な専攻分野について、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	-

教員の要件等（専門職大学設置基準より）

- ◎ 理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、いわゆる「**実務家教員**」を積極的に（おおむね4割以上）登用する制度とともに、**一定数**（必要専任教員数のおおむね2割以上）は、**研究能力を併せ有する実務家教員**とすることを求めた。



- ① **実務家教員**…専攻分野における**おおむね5年以上の実務の経験**を有し、かつ、**高度の実務の能力**を有する者
- ② **研究能力を併せ有する実務家教員**…実務家教員のうち、**大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績**のいずれかを有するもの
- ③ **みなし専任教員**…「**1年につき6単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他の学部/学科の編成について責任を負う者**」であれば、企業等と兼務するものでも専任教員数にカウント可能。
- ④ **研究者教員** (①、②、③のいずれにも該当しない教員。)

教員体制のあり方

①教員体制のあり方検討のポイント

(1)教員体制の編成方針

教育理念に基づいた教育目標を実現するため、充実した教育と研究の促進が図られる教員組織を編成

(2)教員体制の内容

- ①配置は、教育組織の規模(定員等)、教育課程(科目、修得単位数等)、教育方法(授業規模等)などに応じる必要
- ②職位(教授、准教授、講師、助教)の設定は、教員の役割分担と責任の所在の明確化の観点から適切に行う
なお、教育に係る役割分担には、教育の実施のほかに学生への指導・支援、教学組織の管理運営への参画等がある
- ③教員の配置については、体系的な教育課程の編成に合わせた科目間の一貫性と連続性を考慮
- ④教員の年齢構成が特定の範囲に偏れば、教育の連続性や活性化に影響が生じる恐れがあるため、適切に設定
- ⑤教育経験のある教員、博士号の学位や研究実績のある教員、実務経験のある教員など教員間のバランスを考慮

参考:静岡県専門職大学(農林業)基本構想

- ①教員組織は時代の変化や教育研究の進展等に対応できるよう柔軟な体制とする必要がある。原則として、主要科目は専任教員(教授・准教授等)が担当するものとし、必要に応じ非常勤講師等で対応する。
- ②教員の確保に際しては、教授・准教授・講師の人数及び年齢のバランスを考慮し十分な教育研究ができるよう、農林業経営体の経営者や本県職員を含め、優れた研究業績や豊富な実務経験を有する教員を配置する。
- ③採用に当たっては活動実績のある教員を積極的に招聘、あるいは国内外で活躍する識者を非常勤講師として確保する。
- ④国際的視野を広げるため、外国人教員の確保に努める。
- ⑤より幅広い教育内容を提供するため、実務家教員として農林業経営者や行政機関の専門家の活用や、客員教授として他大学研究者の活用に取り組む。

学部学科構成・定員の要件（専門職大学設置基準より）

①設置基準

（学部）

第5条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

（学科）

第6条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第9条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第21条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第73条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第17条 専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

大学・学部・学科の名称

区分	大学名	学部名	学科名
専門職大学	〇〇 専門職 大学	特に指定なし	特に指定なし

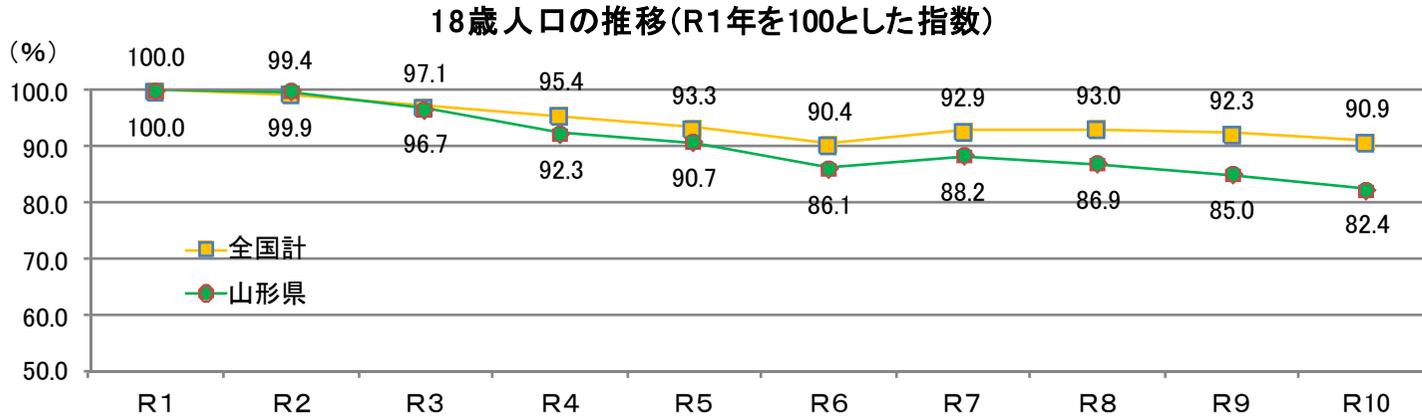
- ・ 〇〇には教育研究上の目的に相応しい名称を付記
- ・ 英語名称には、専門職大学等であることがわかるように「Professional」又は「Vocational」を付記
- ・ 社会的・国際的な通用性を踏まえて設定

※ 学部学科の名称は、「農林業」や「経営」など適切な名称を検討

定員検討の方向性

①18歳人口及び大学進学率の推移

18歳人口は、全国、山形県共に今後減少する見込みであるが、山形県の方が減少率が高い。
平成30年度の山形県の大学進学率は39.5%で、全国平均(53.3%)より13.8ポイント低い。近年の大学進学率は微増傾向にある。



大学進学率の推移 (単位: %)

	H21	H25	H30
全国計	50.2	49.9	53.3
山形県	38.4	38.4	39.5

出典: 文部科学省/都道府県学校基本調査
「高等学校(全日制課程・定時制課程)
卒業後の状況」

18歳人口の推移(推計)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R10/R1
全国計	1,174,801	1,167,348	1,141,140	1,120,950	1,096,646	1,061,590	1,091,088	1,092,753	1,084,391	1,068,453	90.9%
山形県	10,616	10,610	10,269	9,798	9,625	9,136	9,364	9,227	9,023	8,748	82.4%
東北	84,393	83,524	80,269	78,175	75,428	71,858	73,484	72,408	71,127	69,081	81.9%
静岡県	35,245	35,112	34,622	33,863	33,389	32,019	32,704	33,142	32,294	31,761	90.1%

資料: 「学校基本調査報告書」(文部科学省) 小中学校、中等教育学校前期課程、義務教育学校の卒業生、在校生数の合計

産出額(平成29年) (単位: 億円)

	農業	林業	計
全国	92,742	4,859	97,601
山形県	2,441	85	2,526
東北	14,000	689	14,689
静岡県	2,263	116	2,379

出典: 「生産農業所得統計」、「林業産出額」
(農林水産省)

②定員検討のポイント

- 他県の例: 静岡県専門職大学(農林業)基本構想では1学部1学科25名程度(このほかに専門職短大1学科100名程度)
- 規模の視点: 卒業生の主な進路先が農林業現場となる専門職大学と農林大学校(現在60名)を合わせて検討する必要。
(静岡県の場合は、専門職大学、専門職短大の開設に伴い、農林大学校(100名)を廃止)
- 産業界からの期待: 地域の農林業経営の担い手(後継者、新規参入者)の確保、経営力等の強化
- ※ 定員については、他県の事例等も踏まえつつ、これから実施するアンケート結果を踏まえ検討

専門職大学設置基準 入学者の多様性の確保

○専門職大学設置基準 (趣旨)

- 第1条 専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(入学者選抜)

第3条 (略)

- 2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

＜留意事項＞

- ① 高等学校(普通科、専門学科及び総合学科)の卒業生、実務経験者その他の社会人、他の高等教育機関からの編入学生など、多様な入学者を積極的に受け入れることが期待される。
※ 特に、実務経験者等の社会人の学修ニーズへの対応において積極的な役割を果たすことを期待される。
- ② 多様なメディアを高度に利用したいわゆる遠隔授業や、昼夜開講制、長期履修学生、入学前の実務経験を勘案した単位認定等制度の活用も含め、その目的に応じた適切な方法により、社会人が学びやすい学修機会の提供に取り組むことが望まれる。

参考：静岡県専門職大学(農林業)基本構想

入学者の選抜については、一般入試を基本とし、推薦(公募、指定校、地域内)、編入学、社会人入学、留学生受入れ特別入試制度など多彩な方法を設けるよう努める。

参考：山形大学農学部

- ・一般入試(前期・後期)
- ・AO入試(書類、小論文、面接)
- ・推薦入試(書類、小論文、面接)
- ・私費外国人留学生入試
- ・3年次編入学(小論文、面接、TOEIC®又はTOEFL®のスコア)

設置場所の検討の視点

①設置基準

特になし。

②ポイント

(1)教育目標、教育課程等の実現性

実践的かつ応用的な能力を展開させるという専門職大学の目的及び今後の農林業を担う高度な人材を育成するために設ける教育目標、教育課程の確実な達成、本県の多様で魅力ある農林業の活用に適した地域

(2)教育、研究実績の活用

県立農林大学校が長年にわたり行っている実践的な教育の蓄積や、県の試験研究機関や4地域の総合支庁に設置されている産地研究室で行っている研究の蓄積などを活用し、更に拡大、発展できる地域

(例) 水稻品種育成等(はえぬき、つや姫等:水田農業試験場)、さくらんぼ品種育成等(紅秀峰、やまがた紅王等:園芸試験場)、種雄牛の造成等(福福照、神安平等:畜産試験場)、林木品種開発等(無花粉スギ等:森林研究研修センター)、地域密着型の技術開発等(次世代施設によるトマト栽培技術:最上産地研究室、ダリアの生産性向上技術:置賜産地研究室、ネットメロンの高品質・安定生産技術:庄内産地研究室)

(3)既施設等の有効活用

実習など、実践的な教育が必要とされる専門職大学であるため、県立農林大学校の圃場をはじめ、既存施設の有効活用を図りながら、費用対効果を高めつつ、魅力ある施設等の整備が図れる地域

(4)地元の支援、協力

企業内実習の場の提供や実務家教員の派遣など、専門職大学の運営に協力するとともに、地域活性化につながるよう地域一丸となって取り組むなど、地元の支援や協力が期待される地域

(5)設置地域の発展性等

専門職大学の設置を契機として、地域の活性化が特に期待できる地域

参考:静岡県専門職大学(農林業)基本構想

大学の設置場所は、現在農林大学校の施設や圃場を有効活用するとともに、教育研究において隣接する研究所との連携を図るため、現在地(注:農林大学校所在地)のままとする。